

住所
会社名
代表者名

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第 1 0 条に
基づく報告の徴収について（みなみまぐろの輸入に関する報告）

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成 8 年法律第 1 0 1 号。以下「法」という。）第 1 0 条の規定に基づき、みなみまぐろについて、下記のとおり報告を求めることとしたので、別紙様式に必要事項を記入の上、農林水産大臣宛てに提出されたい。

なお、「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第 1 0 条に基づく報告の徴収について（みなみまぐろの輸入に関する報告）」（平成 3 1 年 4 月 1 日付け農林水産省指令 3 0 水管第 2 9 4 0 号 - 1 及び令和元年 6 月 2 8 日付け農林水産省指令 3 0 水管第 2 9 4 0 号 - 6）は、令和 2 年 1 2 月 2 1 日付けで廃止するので、御了知ありたい。

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

農林水産大臣

記

1. 趣旨

平成 2 4 年 1 0 月に開催されたみなみまぐろ保存委員会（C C S B T）第 1 9 回年次会合においては、みなみまぐろの国際的な流通状況を的確に把握し、保存管理措置の遵守を担保する観点から、我が国を含む加盟国はみなみまぐろの貿易関連データの収集を行うこと等が合意された。我が国は、これまで各地域漁業管理機関における合意を踏まえ、外国為替及び外国貿易法に基づく輸入貿易管理令により、まぐろ類の輸入に関し統計証明書、漁獲証明書の提出等を求めてきたところであるが、輸入されるみなみまぐろに関する情報の収集を通じ、みなみまぐろの資源の保存及び管理の強化に資するため、法第 1 0 条に基づき、貴社の事業に係る業務に関し報告を求めるものである。

2. 報告の内容等

令和 2 年 1 2 月 2 1 日以降に冷凍のみなみまぐろを輸入する場合及び生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入した場合には、次の各号に掲げる事項について漁船別又は蓄養施設別に別紙様式に記入し、農林水産大臣宛てに報告することとする。

(1) 製品に関する情報

(ア) 天然、蓄養の区別

(イ) 輸入に際して添付した漁獲証明書の文書番号

(ウ) みなみまぐろを漁獲した漁船の船名、旗国及びCCSBT登録番号（天然の場合）

(エ) みなみまぐろを蓄養した蓄養施設名、旗国及びCCSBT登録番号（蓄養の場合）

(オ) 生鮮、冷凍の区別

(カ) 製品形態（丸（RD）、えらはら抜き一尾付き（GGO）、えらはら抜き一尾なし（GGT）、ドレス一尾つき（DRO）、ドレス一尾なし（DRT）、フィレ（FL）、その他（OT）に区別すること。（「その他」の場合には、製品形態を具体的に記入すること）

(キ) 個体別の重量（又は個体別製品重量）

(ク) 輸入業者名

(2) その他、今後、必要に応じて求める書類

3. 報告の提出時期又は提出期限

冷凍したみなみまぐろを輸入しようとする場合には、平成30年3月6日付け輸入注意事項30第3号に基づき農林水産大臣の確認書（以下「確認書」という。）の交付を申請する際に、次の各号に掲げる事項について別紙様式により農林水産大臣宛てに報告することとする（正本1部、写し2部）。

確認書の交付の申請をNACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）貿易管理サブシステムにより電子申請で行う場合には、添付書類として別紙様式の写しを提出することとする。また、別紙様式の「電子申請番号」欄に電子申請番号を記入したものを、農林水産省指令2水管第1869号に基づく「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書」と併せて4に従い提出することとする（郵送も可とする）。

生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに関する報告については、別紙様式とともに、輸入の際に税関に提出した漁獲証明書及び再輸出証明書の写しを添えて輸入した日から1ヶ月以内に4に従い提出することとする（郵送も可とする）。

4. 報告の提出先

報告書は水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室海洋漁業資源管理班に提出するものとする。

（郵送先）

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室海洋漁業資源管理班

電話：03-3502-8111（内線6710）

FAX：03-3591-5824

附則

この指令書は、令和2年12月21日から施行する。

